

独立行政法人国際協力機構
2025年度第2回契約監視委員会議事概要

1. 日時：2025年9月18日（木）14:00～16:00
2. 場所：JICA本部2階202会議室（Teamsでの接続あり）
3. 出席者：唐木秀明委員長、小川千恵子委員、五艘隆志委員、中村明奈委員、佐野景子委員、JICA小林理事、国際協力調達部三井部長、ガバナンス・平和構築部橋部長、総務部高樋審議役兼次長、企画部高橋審議役兼次長、他関係部署
4. 議事：
 - （1）競争性のない随意契約の点検
JICA関係部署より2024年度対象案件につき説明後、質疑応答を行った。概要は以下のとおり。
 - ① 2025年度有償資金協力システムに係る保守業務
<委員からの主な意見・質問等>
 - 委員：本業務の具体的な内容・範囲について確認したい。軽微な改修は契約金額に含まれているのか。それとも、改修が必要になる度に別途見積もりが提出され、追加費用が発生するか。
JICA：日常的な不具合対応やデータ修正などの軽微な作業は、保守契約の範囲内で対応している。一方で、規模の大きい改修については、別途追加改修として別契約になる。
 - 委員：契約金額が高く見えるのは、ある程度の改修作業が含まれているためか。
JICA：毎年工数を精査しており、毎年この程度の金額規模となっている。
 - 委員：結局、最初開発するときから、運用保守も含めてどこに決めるかということを議論もされているということか。
JICA：基本的にはご理解の通り。他の金融機関においても、開発したベンダが長年運用保守を実施しているところが多いというのが現状。
 - ② ウクライナ国における職員等への警護サービス包括契約
<委員からの主な意見・質問等>
 - 委員：ウクライナに駐在する理由と目的を確認したい。
JICA：通常、戦後復興支援は紛争後に行うが、今回は戦争中の支援を政府

方針に従って実施している。そのため、現地での活動には警護が必要。支援内容としては、無償資金協力による機材供与など、規模の大きい事業を実施しており、現地事務所の職員がその実施を担っている。

- 委員：資料によると現在現地事務所は2名体制だが、今後人員を増やす予定があるように見受けられる。その場合、追加の費用が必要になると思われるが、今回の予算にはそれが含まれているのか。予備費のようなものも計上されているのかを確認したい。

JICA：契約は単価ベースで締結しており、当初は2名体制だったが現在は9名に増員した。人員が増えると、車両や警護員の数も増えるため、単価×工数で計算される費用総額も増加する。

- 委員：今回の業者選定はJICAではなく、外務省が既に使っている業者を継続して使う形となるか。それは大使館が決定するものなのか。

JICA：今回は大使館の契約も踏まえて検討した経緯がある。なお、実際に選択肢となる業者は少ない。

- 委員：資料に「安全が確認されたホテル」が1つのみ記載されていたが、他にも候補はあるのか。現在使用しているホテルに問題が起きた場合、代替の対応を確認したい。

JICA：JICA職員は事務所近くのホテルに滞在しており、大使館員は別の場所に滞在している。万が一の事態が起きた場合には、少し離れた場所に移動することも可能。

③ 2025-2027年度JICA役職員等の健康診断事務代行及び健康増進支援関連業務

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：業者は多数存在すると思われるが、なぜ応募が1者しかなかったのか、理由を確認したい。
- JICA：約30者に応募を勧奨したが、結果的に1者のみの応募だった。過去には2者が応募していたため、今回も複数者を期待していた。応募しなかった理由としては、実務経験者の配置が難しい点や企業側の業務フローに対応するノウハウがない等が挙げられた。さらに補足すると、JICAの業務は途上国支援が前提で、法定項目以外の検査項目も厳しく設定されている。全国15拠点で対応が必要で、専用システムへの入力も求められる。また、職員の雇用形態が多様で、入退職のタイミングも不規則なため、業務が複雑に見える可能性がある。
- 委員：応募が集まらない現状に対し、次回に向けて何らかの対策が必要ではないかと思われる。今後の改善策について、何か検討しているか。

JICA：JICA特有の業務背景を踏まえると、応募条件の緩和は適切ではないと考えている。代わりに、より多くの企業に参入してもらえるよう努力を継続する方針でいる。具体的には、都内で開催される専門展示会などに参加し、新規の応募勧奨先を開拓している。地道ではあるが、こうした取り組みを続けていくことが重要だと考えている。

- 委員：現在全国に15拠点あるが、拠点を東西などで分けてまとめることで、他の業者が参入しやすくなる可能性はないか。業者の人員配置が難しいという課題への対応策として、拠点の再編は検討可能か。

JICA：首都圏（東京・筑波・横浜）をまとめることは可能かもしれないが、全国（帯広～沖縄）に拠点があるため、分割すると契約の網羅性が下がり、契約数が増えて事務コストも上がる。また、職員の異動が頻繁で多様なため、拠点を分ける運用は現実的に難しいと考えている。

- 委員：2022年度に応募した2者のうち、今回応募しなかった企業が辞退した理由は確認できているか。また、JICAの業務が特殊だから仕方ないという姿勢では、今後も競争が生まれず、金額や品質の妥当性が確保されない可能性がある。業務内容を見直し、民間の一般的な仕組みにJICAが合わせていく発想も必要ではないか。

JICA：1点目について、今回応募しなかった企業からは「辞退したい」との返答はあったが、具体的な理由は得られていない。2点目について、現時点で業務内容の変更や分割は難しいと考えているが、委員の意見を踏まえ、次回（3年後）に向けて改善策を検討していきたい。

④ ブータン国『遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト』にかかるモバイル分娩監視装置（iCTG）の利活用促進業務

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：特命随意契約の必要性は理解できたが、ブータン政府が自ら保守管理をしたいという意向があるなら、企業と直接契約するのが一般的ではないか。JICAの技術協力プロジェクトで機材の保守管理トレーニングまで行うことには違和感がある。

JICA：当初はブータン政府が受注者に直接費用を支払う形を検討したが、予算確保が困難だったため、JICAが技術協力の一環として保守管理の技術移転まで支援することにした。プロジェクト終了後に機材が使われなくなることを避けるため、持続性の観点からJICA負担で対応した。

JICA：技術協力で調達するモバイル分娩装置はブータン全体で見ればほんの一部であり、将来的にはブータン政府が自ら調達・維持管理することを目標としている。今回の技術協力プロジェクトでは、最低限の技術移転ま

でを JICA が担い、その後はブータン政府に任せるという線引きを行った。委員のご指摘も踏まえ、今後もブータン政府と連携し出口を見据えながら案件を進めていく方針でいる。

- 委員：山岳地帯で分娩を監視していても、異常が起きた際に山から下りることは可能なのか疑問に感じた。対象は山奥の住民ではなく、町中にいる人々なのか、分娩の様子を監視するというはどういう状況なのかを確認したい。

JICA：この機器は分娩時だけでなく、産前健診にも活用される。現在は山奥ではなく、ブータン国内の主要病院とその下位病院に設置されている。専門医が不足しているため、病院間で異常を検知し、助言や搬送の判断を行う仕組みを整備している。そのため、機器とともに異常時の対応手順書も整備している。

⑤ アフリカにおける生態系拡張アプローチ導入調査業務 (Synecoculture 導入事前調査)

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：JICA や日本政府として Synecoculture を推進する方針があるのかを確認したい。また、この調査は民間連携事業のスキームによる提案を受けたものではなく、JICA 主導で行われたものかどうかも確認したい。

JICA：Synecoculture は環境保全と農業生産性向上を両立する科学的アプローチであり、自然環境の厳しい地域での導入に適していると判断した。JICA としての正式な方針ではなく、まずは実証的に導入可能かを検証する。調査は JICA 側からのアプローチであり、民間企業からの提案ではない。

- 委員：Synecoculture のような農業アプローチに特許などがあるのか、他社が同様のことを行うことは可能なのか、確認したい。

JICA：国内では同様の「協生農法」があるが、本邦を拠点に海外展開しているのが契約相手方のみだった。

⑥ 農業・農村開発協力における気候リスク評価のための気象の将来見通しデータの解析・分析

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：今回の契約は「受託研究契約」の形式であり、京都大学の様式を使用していることを確認した。契約書案には学術発表の許諾も含まれているが、その契約書の文言について、経済開発部以外で法務的な視点でチェックしたか。研究契約は通常の業務委託契約とは異なるため、研究としての妥当性や契約内容の確認が重要だと思われる。

JICA：組織内で研究機関（緒方研究所など）による専門的な確認は行っていないが、国際協力調達部には大学との受託研究契約の経験があり、その知見をもとに国際協力調達部が契約書の内容を確認した上で契約を締結した。

⑦ インド国高速鉄道コアスタッフ研修（ジュニアマネージャー）【有償勘定技術支援】

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：コンサルタントの人数が多く見えるが、どのような研修方式か、確認したい。実務を通じて学ぶ形式であれば、費用が高くなる点も理解できる。

JICA：研修は講義形式ではなく、現場に入り、実務を通じて学ぶOJT方式となる。研修員1人に対して、現場で指導する担当者と補助のチューターが付き、2人1組で対応している。研修期間は約2ヶ月と通常より期間が長く、手厚い指導体制のため費用が高くなる。

- 委員：研修内容が新幹線の整備や信号設備などに関係しているのかを確認したい。

JICA：車両や信号設備などが対象で、新幹線は通常の鉄道とは異なるため、ゼロからノウハウを教える必要がある。

⑧ 調達・契約管理システム運用・保守業務（第二期）

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：開発・保守・運用を一括契約にする方がリスク管理の面で合理的と思われるが、今回なぜ開発と運用保守を分けたのか。

JICA：システム開発と運用保守は知見の連続性が必要なため、一般的に一体的に契約するのが商習慣となる。今回は契約を開発（請負）と運用保守（委託）で分けているが、入札では一体で実施し、価格競争もセットで行った。

- 委員：開発業務について複数者の応札があったか。

JICA：三者の応札があった。

- 委員：競争性が確保されていたことを確認した。保守運用契約については、状況次第で変更契約を締結しているか。

JICA：システムは、開発後でないと保守運用の工数が見えないため、契約変更の可能性を含んでいる。

- 委員：施設整備や建設関係との違いを理解した。

⑨ ディスバースオンライン申請システムの運用保守、ドル建て借款対応および認証基盤変更対応改修業務

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：開発業務について複数者の応札があったか。
JICA：三者の応札があった。
- 委員：単価について、参照した JECC の公表単価と比較して「相応」との説明だったが、実際には高かったのか、低かったのか、確認したい。
JICA：低かった。

⑩ ベトナム事務所賃貸借契約（2025年2月-2030年2月）

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：最近の日本の家賃高騰や、外国オーナーによる急な家賃変更の事例を踏まえ、この案件に限らず、同様の問題が起きていないか懸念がある。経済成長が著しい途上国での家賃改定交渉の実態を確認したい。
JICA：今回の物件は日本系企業が所有しており、同じビルには他にも日系企業や独立行政法人が入居しているため、委員が懸念するような特殊な事例ではない。
- 委員：現在のオフィスの専有面積について、職員数に対する執務面積や会議室の必要性などに関して、JICA として何らかの基準があるかを確認したい。
JICA：物件の選定は本部の担当部が経済的合理性などの観点から精査しており、具体的な基準については今手元にないが、契約更新は本部の審査を経て適切に行われている。

⑪ Test Well Drilling Project for Geothermal Development in Djibouti_地熱開発試掘プロジェクト

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：このプロジェクトは 2017 年頃から始まっており、非常に長期間かかっているようだが、地熱資源が本当に存在するのか疑問に感じている。
JICA：調査により地熱資源がある可能性を確認し、有望な地域を選定しているが、最終的には掘ってみないと蒸気や熱の量は分からず。掘削業務に係る契約手続きは 2020 年頃に進められた。
JICA：補足すると、地熱貯留層は地下約 2 キロにあり、初期段階では地表の化学成分などから存在を予測する。特定後に掘削することもあり、準備に時間を要している。

⑫ PEFA カンファレンス会場費

＜委員からの主な意見・質問等＞

- 委員：再発防止策にある「案件担当者に加えて、経理担当者、管理職の2段階」のチェックについて、もともとの所内フローがどうなっていたのか確認したい。また、今回の誤認は案件担当者だけの判断か、それとも管理者も含めて誤認していたのか確認したい。
JICA：通常の決裁フロー（担当者→経理→所長）に沿っていたが、今回は至急対応だったため、短時間での確認となり、誤認は担当者だけでなく、管理者も含めて起きていた。
- 委員：金額が100万円以上か未満かで、起案書の内容（チェック項目の有無など）に違いがあるか。
JICA：本来は100万円を超えるため「調達実施方針」の決裁が必要だったが、それを取らずに予算執行・発注の決裁をしてしまった。
- 委員：今回の件では管理者も含めて手続き上の誤認があったため、改めてルールの徹底を求めたい。

総括

JICA

JICAの随意契約における独自性について、国内に類似の団体が少ないとから一定の特殊性はやむを得ないが、その理由を明確に説明し、組織的な判断を行うことが重要となる。また、独自のやり方であっても、可能な限り汎用化・一般化に努める必要があり、さらに手続き上のミスを減らすための仕組みづくりを検討したい。

以上

2025年9月18日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

2025年度第2回契約監視委員会 議事次第

1. 日時： 2025年9月18日（木） 14:00～16:00

2. 場所： JICA本部202会議室
(JICA在外事務所等はTeamsでの参加)

3. 議事：

(1) 競争性のない随意契約の点検

4. 出席者：

(1) 委員

唐木 秀明	唐木秀明公認会計士事務所（公認会計士）
小川 千恵子	小川会計事務所（公認会計士・税理士、米国公認会計士）
五艘 隆志	東京都市大学建築都市デザイン学部都市工学科（准教授）
中村 明奈	東京八丁堀法律事務所（弁護士）
佐野 景子	JICA 監事

(2) JICA

小林 広幸 理事

国際協力調達部（事務局）三井 祐子部長 他

総務部審議役兼次長、企画部審議役兼次長、ガバナンス・平和構築部長

以上

2024年度本邦（本部及び国内機関）における競争性のない随意契約（9件）

No.	業務主管部	契約件名	契約金額	契約締結日	履行期限	契約期間（月）	選定方法	競争性のない随意契約詳細理由	契約相手方（共同企業体の場合は、代表者（企業名））	選定理由、質問事項
1	情報システム部	2025年度有償資金協力システムに係る保守業務	444,702,524	2025/3/25	2026/3/31	12	特命随意契約	本契約に必要な要件は有償資金協力システムに関する知識・経験を有し、業務の継続性、効率性、システム保守に関する責任が確保できること。要件を満たすのは一般競争入札により選定されシステムの設計及び開発、保守を一貫して実施してきた同社以外にない。	株式会社N T T データ	(唐木委員長) 1. 調達・契約管理システム運用・保守業務（第二期）の月平均金額が8.8百万円/月（521百万円/59か月）ですが、当契約は37百万円/月（445百万円/12か月）と大きな乖離が見られます。この違いをご教示ください。また、設計開発会社のみが保守ができるような特殊な手組み開発をされているのでしょうか。標準的な汎用パッケージソフトを使えなかつた理由も合わせてご教示ください。
2	中東・欧州部	ウクライナ国における職員等への警護サービス包括契約	661,144,496	2024/4/1	2025/3/31	12	特命随意契約	緊急時に在ウクライナ日本大使館と統一行動を取る必要性からも、右大使館が包括約的な警備契約を結んでいる警備会社に対して、職員等への警護サービス業務を依頼する必要があるため。	GW Consulting Middle East Limited	(唐木委員長) 契約金額の積算内容をご教示ください。 (小川委員) 契約期間12か月で金額が6億円超と高額である。契約内容について詳細が知りたいから。
3	人事部	2025-2027年度JICA役職員等の健康診断事務代行及び健康増進支援関連業務	128,352,742	2025/2/7	2028/9/30	43	不落随意契約	-	ウェーメックス株式会社	(唐木委員長) サービス内容が標準的なものと想定されるにもかかわらず、不落となった理由をご教示ください。
4	人間開発部	ブータン国『遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト』にかかるモバイル分娩監視装置（iOTG）の利活用促進業務	13,720,300	2025/2/3	2026/2/27	12	特命随意契約	別添のとおり	メロディ・インターナショナル株式会社	(佐野委員) 「ブータン国『遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト』実施に係る国内業務との関係を含め、本件の特命随意契約理由を確認したい。
5	地球環境部	アフリカにおける生態系拡張アプローチ導入調査業務（Syncoculture導入事前調査）	11,601,700	2025/1/14	2025/2/28	1	特命随意契約	農業生産性の確保に加えて、自然環境及び生態系の回復、拡張に主眼を置いた技術の実践・普及の検討を行うことを目的としており、本業務を遂行できるのは株式会社Syncoco以外に存在せず、同社と契約締結をすることが妥当である。	株式会社 Syncoco	(佐野委員) 契約金額が大きい案件として、特命随意契約について、特に契約相手方以外に本業務を遂行できる者がいないとの判断根拠等を確認しておきたい。
6	経済開発部	農業・農村開発協力における気候リスク評価のための気象の将来見通しデータの解析・分析	4,758,598	2024/5/29	2025/2/28	9	特命随意契約	契約の性質又は目的が競争を許さないため	国立大学法人京都大学	(佐野委員) 特命随意契約理由（京都大学でなければ実施困難な理由）について確認したい。
7	社会基盤部	インド国高速鉄道コアスタッフ研修（ジュニアマネージャー）【有償勘定技術支援】	209,497,000	2024/12/26	2025/3/14	2	特命随意契約	JR東日本またはグループ会社への許可申請やスケジュール調整等の研修受入業務を、研修員の理解度や開心事項も踏まえつつ、柔軟かつ臨機応変に実施することが求められる。このような業務を担うことができるにはJR東日本の関連会社であるJ10のみである。	日本コンサルタンツ株式会社	(中村委員) 契約金額の根拠について、確認させていただきたい。
8	調達・派遣業務部	調達・契約管理システム運用・保守業務（第二期）	520,914,240	2024/5/1	2029/3/31	59	特命随意契約	契約予定相手方は本調達S設計の設計・開発を担当した日立システムズであり、現行の運用保守を担っている。当該運用業務を行うことは、合理的観点から株式会社日立システムズのみに限られる。	株式会社日立システムズ	(五鶴委員) 期間が長く、金額が大きい。システム設計と開発を担当した者と契約することになるのが前提となっているが、本件以前の設計や開発段階の調達において、保守契約での支出も含めたLCC的観点の評価が行われているのか確認したい。
9	管理部	ディスパースオンライン申請システムの運用保守、ドル建て借款対応および認証基盤変更対応改修業務	288,167,110	2024/12/17	2029/12/28	60	特命随意契約	本業務はディスパースオンライン申請システムの運用・保守及び機能改修業務であり、本システムの設計内容に関する知識、経験が必要不可欠であり、業務の継続性、効率性の観点から同システムの設計及び開発を受託した事業者に業務委託を行うことが必須であるため。	株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング	(五鶴委員) 期間が長く、金額が大きい。システム設計と開発を担当した者と契約することになるのが前提となっているが、本件以前の設計や開発段階の調達において、保守契約での支出も含めたLCC的観点の評価が行われているのか確認したい。

2024年度在外における競争性のない随意契約（3件）

No.	予算執行部門（担当地域部）	契約件名	契約金額	契約締結日	履行期限	契約期間（月）	選定方法	競争性のない随意契約詳細理由	契約相手方（共同企業体の場合は、代表者（企業名））	選定理由、質問事項
10	ベトナム事務所（東南アジア・大洋州部）	ベトナム事務所賃貸借契約（2025年2月-2030年2月）	642,227,023	2025/1/22	2030/2/14	60	特命随意契約	契約更新	Daibiru CSB Company Limited	(五鶴委員) 金額大きく期間が長い。事務所の賃貸契約であるので簡単に相手先の変更ができない事情において、経済成長率の高い途上国における家賃改定の交渉がどのようになっているのか確認したい。 (小川委員) 契約期間60ヶ月と長いこと、金額も6億円超と高額である。契約期間が長期となった理由が知りたいから。
11	ジブチ事務所（アフリカ部）	Test Well Drilling Project for Geothermal Development in Djibouti_地熱開発試掘プロジェクト	1,051,618,113	2025/1/30	2026/1/29	12	特命随意契約	ジブチ国内で地熱掘削用のリグを所有するRed Seaのみであるため。	Red Sea Drilling Company	(小川委員) 契約期間12か月で金額が10億円超と高額である。契約内容について詳細が知りたいから。また、地熱掘削用のリグについて熟知していないが、リグの購入もしくはレンタル料等を契約金額に追加しての他事業者の選定の可能性等も伺いたい。
12	ジブチ事務所（アフリカ部）	PEFAカンファレンス会場費	1,843,334	2024/6/30	2024/7/4	0	見積合わせ	100万円を超えていたため、本来であれば見積競争を行わなければならなかったが、昨年度の類似のセミナー（100万円未満）と同様に見積合わせで問題ないと勘違いして調達手続きを進めたため。	Palais du Peuple	(中村委員) 「昨年度の類似のセミナー（100万円未満）と同様に見積合わせで問題ないと勘違いして調達手続きを進めたため」とあるが、・このような勘違いをした原因 ・今後の再発防止策を確認させていただきたい。

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2025年度有償資金協力システムに係る保守業務
(2) 契約金額	404,275,024円 (うち 消費税及び地方消費税の合計額 40,427,500円)
(3) 履行期間	2025年4月1日～2026年3月31日
(4) 契約相手	株式会社 NTT データ
(5) 業務主管部署	情報システム部システム第二課
(6) 業務内容	<p>有償システムの保守にかかる以下の業務。</p> <p>(1) 定常保守業務</p> <p>①運行管理/運行支援(アカウント管理、資産適用、SQL 作成 等) ②各種管理(問題管理、変更管理、構成管理、媒体管理等) ③AP 保守(故障対応) ④HW/PP 保守(定期点検、脆弱性調査、セキュリティ対策 等) ⑤報告・調査・問い合わせ対応 ⑥仕様変更対応</p> <p>(2) 災害時保守業務</p>

2. 背景・経緯

有償資金協力システム（以下「有償システム」）は、有償資金協力業務に関する案件監理や債権管理、各種統計作成等の業務処理を実施するための金融勘定系システムである。有償システムは、大規模金融システムの特性上、設計と保守の一貫性確保や責任の明確化、迅速かつ効果的な問題対応を目的として、システム開発とその後の保守を併せた一般競争入札（2013年3月公告）を実施、落札した株式会社 NTT データ（以下、「同社」）により全面的な新規構築が実施され、2017年11月より稼働を開始。本システムの中核をなしている債権管理関連の機能は、有償資金協力業務の実施に必要不可欠な重要な機能であり、確実性及び可用性を十分に担保しつつシステムの運行を継続する必要があるため、システム障害や故障対応及び利用部門における業務要件の変更等に起因するプログラム改修を行う保守業務について2025年度分に係る契約を締結したもの。

なお、保守業務は、各年度によって作業工数の変動が大きいため、単年度毎に必要工数を精査して毎回契約を更新している。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

会計規程第23条第1号（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）に基づく随意契約（特命随意契約）。

本件実施にあたり前提となる条件及び必要な要件は以下のとおり。

①機構が実施する有償資金協力業務の内容を熟知し、有償システムの業務設計（処理機、画面・帳票、テーブル等）及び基盤設計（ハードウェア・ソフトウェア構成、ネットワ

- 一構成等)に関する知識、経験を有すること。
- ②業務の継続性、効率性、及びシステム保守に関する責任を確保できること(故障発生時や災害時の対応含む)。

有償システムは、当初、一般競争入札により選定以降、同社が設計及び開発、保守を一貫して実施。開発と保守業務の一貫性により有償システムの品質を担保する必要があることから、有償資金協力業務及び有償システムのプログラム設計を熟知している同社以外の契約相手方は想定できない。

さらに、有償システムの開発事業者以外に発注した場合、大規模な当該システムの構造理解や、そのための調査業務に相当の工数を要すると想定され、経済性に欠ける。また、有償資金協力業務にかかる各種債権管理等情報のセキュリティリスクを最小化する観点からも、同社との継続契約が望ましい。

4. 積算根拠及びその妥当性

①保守業務費用 :

業務量(21.75人月)は、業務仕様書の保守作業項目毎に2024年1月から12月の作業実績値と2025年度のプロジェクト計画を勘案して算出。

業務単価(1,364,000円/人月)は、「2024年度有償資金協力システム保守業務」契約の単価と同額。当該単価は2025年1月に(株)JECCが発行した「サービス商品価格表」に公表されている各社の一般SE単価(2,136,000円/人月)より安価であり妥当。

②保守/開発拠点費用:開発拠点(BIZIA 魁町ビル6階)の月額賃料

③災害時保守業務経費 :

災害対策データセンターでの災害時保守業務が1回発生した場合の想定経費(交通費、宿泊費、運搬費、通信費)。履行期間内に災害時保守業務の発生した場合のみ、本金額を上限として実績に応じて支払い、精算対象とするもの。

5. 特記事項(委員からの質問事項及び選定理由に対する補足)

・有償システムは貸付・回収に係る債権管理機能に加えて、円借款の案件監理から調達契約管理等の上流工程に関する機能も有している。そのため、円借款業務の特異性により、債権管理機能を主とした一般的なパッケージ製品の適用が困難であり、勘定系はシステムをゼロからオーダーメイドで設計、開発している。一方で情報系(検索、帳票等)は市販ソフトウェア製品を活用。

・調達・契約管理システムと比較して、有償システムの保守費用が高額となっているのは、両システムの特性の違いによるものである。調達・契約管理システムは、組織内の調達・契約事務の効率化を目的とした事務処理システムであり、業務影響やシステム規模が限定的である。一方で、有償システムは有償資金協力業務を担うミッションクリティカルな金融基幹システムであり、約15兆円規模の債権を管理する金融勘定系システムとして、高い正確性・信頼性・セキュリティが求められる。このため、有償システムの保守には、高度な専門知識と厳格な品質管理が不可欠であり、24時間体制での監視、障害発生時の即時対応、定期的なセキュリティ対策など、広範かつ継続的な保守体制が必要となる。以上の理由から、保守費用が相対的に高額になるのは合理的である。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ウクライナ国における職員等への警護サービス包括契約の調達について
(2) 契約金額	661,449,496 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 0 円（不課税））
(3) 履行期間	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
(4) 契約相手	GW Consulting Middle East Limited
(5) 業務主管部署	中東・欧州部ウクライナ支援室
(6) 業務内容	JICA 職員等のウクライナ国への一時渡航および長期滞在に当たっての治安情勢評価、国内移動や国外退避の判断、運転手付き防弾車の配備・運行、国内移動および近隣国との越境移動時の身辺警護、有線・携帯電話網圏外および切断時の通信サービス（無線、衛星携帯電話）、緊急時の宿舎の手配や国外退避支援等。

2. 背景・経緯

JICA は、2017 年にウクライナ国（以後、「ウ国」）の首都キーウに事務所¹を設置したが、2022 年 2 月のロシアによる同国侵略前に、モルドバ国に退避した。ウ国における戦闘は継続していたが、日本国大使館は、民間の警備会社による警備を受けつつ、2022 年 10 月に再開した。JICA では、同年 12 月に事業推進および関係者のウ国赴任の可能性を探るため、安全評価調査団を派遣し、現地渡航に際しての安全対策措置を設けた。

ウ国においては、外務省の危険情報はレベル 4「退避勧告」が継続的に発せられており、キーウにおいても、ミサイルおよびドローン攻撃が散発、迎撃ミサイルで撃ち落されたデブリで死傷者も発生しており、建物や車両にも被害が出ていることから、JICA 職員等の現地渡航に際しては、必要な安全措置を確保する必要があった。そのため、本契約については、2024 年 1 月に改訂した安全対策措置に伴い調達を行った。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

- 特命随意契約（根拠規程：会計規程第 23 条第 1 号に基づく随意契約「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」）

¹ 当時は、フィールド事務所。2024 年 10 月に上川外相（当時）より、11 月 1 日に JICA ウクライナ事務所を再開する旨公式に発表、同年 10 月から 12 月までの間は、職員による短期派遣のローテーションを組むことで、キーウにおける JICA のプレゼンスを確保し、2024 年 1 月に、所長・次長が相次いで赴任をして、名実ともに事務所の再開に至った。

- ・特命随意契約で選定した理由：JICA の安全対策措置を確實に遵守し、2022 年 12 月以降の JICA 職員等の渡航および 2023 年 10 月以降の事務所員の滞在に対する警護サービスを実施してきた実績に基づき、また、緊急時に在ウクライナ日本国大使館と同一行動を取る必要性からも、当該大使館が包括的な警備契約を結んでいる警備会社に対して、職員等への警護サービス業務を依頼することとした。
- ・特命随意契約の唯一性：日本国大使館の警備は、本契約相手方の GW Consulting Middle East Limited が行っており、同社は、日本を含む西側諸国大使館および EU 諸機関にサービスを提供している。JICA 事務所員の駐在かつ調査団の派遣に当たっては、頻繁に日本国大使館への訪問がある他、同大使館と共にウクライナ国政府機関への訪問・協議を支障なく行う必要があり、については、同大使館と同等かつ連携した警備業務が求められる。また、緊急時の安全確保のためには、同大使館と同一行動が可能な体制を確保するため、同社との契約が合理的である。

4. 積算根拠及びその妥当性

本件金額は、2023 年度下半期にウクライナ国における職員等への警護サービス包括契約を締結し、調査団（一時渡航の短期出張者）および事務所員（長期滞在）向けの警護サービスを発注した際の実績額を参考にして設定した。なお、この金額は、在ウクライナ日本国大使館他外交団等の警備業務を実施する際の同じサービス・単価を基にして積算されており、緊急時に同一行動を取る日本国大使館の締結する契約にて適応される金額とも同等であることから、外交団等の契約実績に基づく金額であり、妥当性が認められる。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

業務毎に 1 日の単価が決められており、それに対して実数を掛け合わせた金額を積み上げたものが、積算合計となる。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2025-2027 年度 JICA 役職員等の健康診断事務代行及び健康増進支援関連業務
(2) 契約金額	128,352,742 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 11,668,431 円）
(3) 履行期間	2025 年 2 月 7 日～2028 年 9 月 30 日
(4) 契約相手	ウイーメックス株式会社
(5) 業務主管部署	人事部健康管理担当（安全管理部健康管理室）
(6) 業務内容	<p>(1) 健康診断事務代行業務</p> <p>JICA 職員等の健康診断実施に係る一連の業務（健康診断案内、予約受付業務、受診にかかる各種発送作業、受診督促、診断結果通知、健康診断結果電子データ化作業、健診機関からの結果回収・請求書点検、健診機関との契約・健診費用の精算業務代行、各種問い合わせ窓口業務）を実施する。</p> <p>(2) 健康診断結果（紙媒体）の電子データ化業務</p> <p>職員等から回収した人間ドック等の健康診断結果（紙媒体もしくは PDF 等の電子データ）の電子データ化を実施する。</p> <p>(3) 健康経営推進に係る健康増進施策の支援業務</p> <p>各年度の健康診断結果の集計及び横断的な分析、分析結果を基にした健康増進・改善施策案を業務完了報告書として提出する。</p>

2. 背景・経緯

JICA は多様な勤務体制下における健康診断対応強化と健康管理システムとの連携強化を図るため、2021 年度から本部及び全国内機関の国内勤務者を網羅した健康診断事務代行体制の委託を開始した。直近の契約は 2022 年から 2024 年度までとなっており、2025 年度以降も業務委託を行うこととし、一般競争入札による調達を行ったもの。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

本調達に際しては意見招請を行うと共に、応募勧奨サービスを利用してより幅広い業者の競争参加参入を試みた（30 者への連絡）。しかしながら、応札は 1 者であり、再入札を実施しても入札不調となった。その後、国際協力調達部にて不落随意契約（入札が成立しなかったための随意契約）交渉が行われ、現行の契約金額にて契約に至った。

4. 積算根拠及びその妥当性

- ① 当該契約における積算は大きく三つの枠組み（①初期費用、②健康診断費用、③関連業務費用）に分けて設定している。それぞれの積算根拠は以下のとおりであり、市場価格を調査したうえで積算した。なお、最終的な契約金額は、以下の想定に基づき積算した金額内で収まっている。初期費用の単価
10 件程度の新規健診機関契約費用、既存システムの軽微な改修等を想定した初期費用として料金を設定（業務担当者の単価と必要月数にて算出）。
- ② 健康診断費用の単価基本項目（法定項目+法定外項目）は現行契約での全 92 か所の健診機関の料金をカバーできる金額で設定。オプションとなるがん検診項目は、基本的な 4 つのパターンで 2023 年度実績（件数）をもとに試算。各オプション検査の単価は、上記 92 か所の健診機関の平均単価をカバーできる料金で設定。件数は 2023 年度の実績をもとに算出。関連業務費用の単価
健診事務代行費（予約代行、受診督促、問い合わせ対応、結果の送付等を含む経費）については、市場価格と現行契約の単価等を踏まえ積算。データ入力の単価については市場価格と現行契約内容・単価を踏まえ積算。データ更新/管理については現行契約及び必要工程を踏まえ積算。健康経営に必要な基礎資料になる健康増進・改善施策案の単価については、中規模～大規模企業向けの市場価格を踏まえ積算。労基署報告書については報告書で求められる必要最小限の内容を想定し、現行単価を元に積算。なお、各件数に 2023 年度の実績をもとに算出。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

上記 3. のとおり、不落随意契約交渉後、入札金額内訳書を確認すると、初期費用が想定よりも高くなっている、不落の主因と判断された。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ブータン国「遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト」にかかるモバイル分娩監視装置（iCTG）の利活用促進業務
(2) 契約金額	13,720,300 円 (うち 消費税及び地方消費税の合計額 1,247,300 円)
(3) 履行期間	2025 年 2 月 3 日～2026 年 2 月 27 日
(4) 契約相手	メロディ・インターナショナル株式会社
(5) 業務主管部署	人間開発部 保健第二グループ 保健第四チーム
(6) 業務内容	技術協力プロジェクト「ブータン遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト」の一環として実施する本邦研修において研修員に対する iCTG 保守管理に関する技術研修の実施及び同保守管理に必要な専用ツールの調達・供与を行うこと、さらに iCTG による検査結果の共有システムとブータン保健省が使用している保健情報システム（ePIS）とのデータ連携に必要な業務を行うもの。

2. 背景・経緯

ブータンにおいては、急峻な山岳地帯における医療専門家の不足等から遠隔地域への医療サービス提供が課題であり、ブータン保健省は、香川県に本社を有するメロディ・インターナショナル株式会社（以下メロディ社という）と香川大学の共同開発製品であるモバイル分娩監視装置（以下「iCTG」という）を用いた産前検診を国の標準サービスとし、遠隔での妊産婦の診察体制整備に取り組んでいる。さらに、ブータン保健省は、iCTG の更なる利活用促進と遠隔での母子診療システムの構築を目的として、技術協力プロジェクト「遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）を要請し、前述の香川大学医学部関係者及びメロディ社、並びに香川県及び国外（タイ、ミャンマー）でも遠隔医療支援プロジェクトの経験を有する NPO 法人 Electronic Health Care Innovation in Kagawa（以下、「e-HCIK」という）の協力の下、2023 年 3 月より活動を開始し、本プロジェクト及び UNDP による支援を通じて既に 82 台の iCTG がブータン全国の医療施設に導入され、医療従事者的人材育成等が進められている。本プロジェクトの 2025 年度末の協力期間終了を見据え、iCTG のさらなる利活用促進と本プロジェクトによる成果の持続性担保の為、ブータン保健省に対する iCTG の保守管理にかかる技術移転、同保守管理に必要な専用ツールの調達、iCTG の検査結果とブータン保健省が使用している保健情報システムとのデータ連携を進めることを目的として本件契約を行うこととなった。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

根拠条項：会計規定第 23 条第 1 号 特命随意契約

「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」

理由：iCTGの保守管理は特許を有するメロディ社が自社サービスとして保守契約等で対応しており、かかる技術や知見を有する他の企業・組織は存在しない。また保守管理に必要な専用ツールもメロディ社が自社で製作しており、市販品等では対応できない。加えて、ブータン保健省が導入しているePISとのデータ連携に関しても、iCTGが動作している「Melodyiシステム」はメロディ社が独自に開発を行い運営しているiCTG専用のシステムであり、iCTG本体と併せてメロディ社が特許を取得しているため、技術的・法的制約により、他社による提供は困難と判断される。なお、メロディ社のiCTGは、ブータン保健省において医薬品・医療機器にかかる使用登録・認可を担う必須医薬品・技術課によって、唯一の認可を受けた機器として使用されているモバイル分娩監視装置である。このため、ブータンにおいて類似機器を展開する競合他社等が本契約にかかる業務を提供するということも想定できず、上記1(6)に記載の業務内容を遂行できるのはメロディ社しかない。

4. 積算根拠及びその妥当性

Melodyiシステムや付随するサーバのオペレーティングシステム(OS)のコンバージョン並びにMelodyiシステムとePISのシステム連携開発にかかる直接人件費の単価及び工数は、メロディ社による日本国内における実績及びブータン保健省から提供されたブータン保健省側のシステム仕様書やブータン側のシステムエンジニアとの協議等をもとにメロディ社が算出した参考見積に基づく。同単価はメロディ社が他社に出している類似業務の見積と比べても単価・工数ともに大きな差がなく、株式会社JCEEが発行しているITシステムにかかる各社のサービス商品価格表(2024年1月31日現在)における技術者サービス料金単価を踏まえても、妥当な金額である。

iCTGの保守管理はメロディ社との保守契約に基づき同社が実施するのが通常であるが、ブータン保健省の強い要望により本邦研修を通じて同社の保守管理技術をブータン保健省に移管することになった。メロディ社では保守管理技術を移管した前例がなく価格設定も行っていない状況であるが、技術研修用に提供する分解可能なiCTG機器及び専用ツールの価格(同社が出している日本国内向けの単価)、並びに現在ブータンで稼働している82台のiCTGに対して保守契約やスポット対応による修理を行った場合の価格との比較においても金額設定は経済的で妥当である。

5. 特記事項(委員からの質問事項及び選定理由に対する補足)

本技術協力プロジェクトは長期専門家を配置せず、短期専門家や調査団の派遣、研修の実施により構成されているため、JICAはNPO法人e-HCIKに対し「ブータン国『遠隔医療の体制構築を通じた母子保健強化プロジェクト』実施に係る国内業務」契約において本技術協力プロジェクトにおける調整業務、タイ訪問プログラム業務、研修業務(来日及びオンライン)の業務を委託している。このため、本邦研修にかかる調整業務はe-HCIKにて行うが、上記1(6)に記載の技術的な研修業務内容についてはiCTGの特許を有するメロディ社が担当している。

(※e-HCIKは香川県及び香川大学とともに、iCTGを用いた多職種連携による遠隔母子診療の体制構築について、香川県及び国外(タイ、ミャンマー)で実績を有している)

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	アフリカにおける生態系拡張アプローチ導入調査業務 (Synecoculture 導入事前調査)
(2) 契約金額	11,601,700 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 1,054,700 円）
(3) 履行期間	2025 年 1 月 14 日～2025 年 2 月 28 日
(4) 契約相手	株式会社 Synec0
(5) 業務主管部署	地球環境部自然環境保全第二チーム
(6) 業務内容	アフリカでの、JICA 事業における農業生産性と生態系保全の両立を実現する革新的な農業アプローチ（生態系拡張アプローチ）の導入を目指し、Synecoculture ¹ の導入実践の可能性を検討するための、現地調査及び実践の為の戦略策定を行う。具体的には、カメルーン、セネガルを対象に、関係者（国際機関、対象地自治体、コミュニティ関係者等）への Synecoculture の説明、聞き取り、対象コミュニティにおける周辺生態系における植生調査、市場調査を行い、実証活動に必要な準備を行う。

2. 背景・経緯

- ・2022 年生物多様性条約第 15 回締約国会議にて、生物多様性を回復し、2050 年までに自然と共生する世界を目指す枠組みが採択され、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する、「Nature positive」が共通目標とされた。
 - ・化学肥料、農薬、高収量品種導入による集約的農業は世界の食料安全保障に大きく貢献しているが、生物多様性減少等の主要因ともなっている。生産性と生態系保全を両立する農法の重要性が高まっている。
 - ・このような背景のもと、Nature positive の実現に向け、生態系の回復及び拡張を主目的に据え、かつ多様な農産物の生産を可能とすることで、レジリエントな農業の営みへ繋げることを目指した「Synecoculture」の取り組みが行われている。例として、ブルキナファソの試験圃場においては、多種多様な有用作物の導入により、砂漠化リスクを防ぐと共に、慣行農法以上の生産性、収益等の実現を目指している。
- 同取り組みは、日本及びブルキナファソにおける取り組みに加えて、アフリカ地域、中国、インドネシア、エクアドルなどへも普及範囲を広げている。

¹ 無耕起、無施肥、無農薬、種と苗以外一切持ち込まないという制約条件の中で、植物の特性を活かして生態系を構築・制御し、生態学的最適化状態の有用植物を生産する露地作物栽培法。

・砂漠化及び土壤劣化リスクの高いサヘル地域や森林劣化・減少が深刻な熱帯林地域等において、従来の農業が抱える自然とのトレードオフを克服しうる可能性を有することから、2024年よりJICA事業における同技術の活用を通じた協力の検討を開始した。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

有機農法、自然農法等、自然環境や生態系に配慮した農法はこれまで多く実践されている。しかし、砂漠化リスクのある土地や荒廃地において、生産性向上及び土地及び生態系の回復、拡張生態系の構築を実現し、これらの技術の体系的な確立を図っているという点で、Synecocultureは、目的及び期待される成果、アプローチが他農法とは異なる。Synecocultureは、ソニーグループによって科学的に定式化された考え方であり、拡張生態系の科学ベースで行っている。その社会実装を担っているのがソニーグループの株式会社SynecOである。同社は海外においてSynecocultureの普及の為の戦略提案から実施展開支援まで行っている唯一の組織である。本業務においては、農業生産性の確保に加えて、自然環境及び生態系の回復、拡張に主眼を置いた農法であるSynecocultureの実践・普及の検討を行うことを目的としており、本業務を遂行できるのは株式会社SynecO以外に現時点で同様の実績・技術を有する他組織は確認されておらず、同社と契約締結をすることが妥当と判断した。

4. 積算根拠及びその妥当性

報酬単価はSynecO社の基準に基づく。対象国、国内業務の有無等、一部条件が異なるが、同社が他社向けに実施した業務と同等単価である。

また、JICAで別途契約している「DX主流化に係る専門技術支援業務」と比較した場合、同契約の単価と比較しても安価である。本業務においては、生態系回復の最適アプローチをAIで検証することも含まれる。上記契約にはODA事業におけるデジタル技術の活用等の助言・支援が含まれ一部類似性がある。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	農業・農村開発協力における気候リスク評価のための気象の将来見通しデータの解析・分析
(2) 契約金額	4,758,598円(うち 消費税及び地方消費税の合計額 432,599円)
(3) 履行期間	2024年5月29日～2025年2月28日
(4) 契約相手	国立大学法人京都大学
(5) 業務主管部署	経済開発部農業・農村第二グループ第四チーム
(6) 業務内容	JICAの進める農業農村開発分野の技術協力プロジェクト等の案件形成に当たり、気候リスク評価を効率的に実施するため、全球的な将来見通しデータの解析及びそのことによって予測される気候リスクの分析を行う。

2. 背景・経緯

JICAでは、農業・農村開発分野自然環境における降雨や気温変化等を利用する農業や水産業といった産業分野を抱えており、気候変動の影響を受けやすことから、気候変動の影響を軽減するための案件形成に積極的に取り組むこととしている。このため、案件の形成や計画にあたり、気候の将来見通しを把握すると共に、協力対象エリアの気候リスクを考慮し、必要な適応策を検討することが必要となっている。

このような背景の下に、経済開発部では有識者で構成される課題別支援委員会を設置し、気候リスク評価等の検討に取り組んでいる。委員会においては、気候リスク評価における将来の気候見通しの方法の1つとして、幅を持った確率評価が有効であること、産業革命以前に比べ全球平均温度が1.5°C、2°C又は4°C昇温時に起こりうる高温又は大量の降雨等の気象現象の時間的・空間的分布の解析等が可能な「地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベース」(以下、「d4PDF」という。)の活用が提言された。

一方、d4PDFの活用には相当のデータ量の処理が必要であることから、今後の農業・農村開発分野の案件形成にかかる関係者が比較的簡易に適応策の検討を行うため、対象地域において影響を及ぼしうるパラメータを限定して影響を予測・評価できるような方法論を導入する必要があった。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

本契約で求められる要件として、①d4PDFを活用した将来の気候見通しの解析に精通し、パラメータを限定しつつもd4PDFの特性を残した補正方法が開発できる、②将来の気象見通しに關し全球レベルでの解析実績を有する、③政府や省庁の調査研究において引用さ

れ、国の施策に活用されているという信頼性を有する、の3点が求められた。

京都大学防災研究所は、①文部科学省の統合的気候モデル高度化研究プログラムにおいて d4pdf の研究開発を行った研究機関の一つでありハザード統合予測モデルの開発領域課題の代表機関を務めハザード及びリスク評価を行っている。この中で、波浪モデルや高潮モデルといった個別ハザードに適合したモデル構築を行っている。②前項のモデル構築にあたり、我が国での影響を検討するにあたり、全球レベルでの解析を行っている。③気象庁の d4PDF を用いた気象情報への活用において、熱帯低気圧や波浪予測データを開発するなど国の施策に多く反映されている実績を有している。

上記の統合的気候モデル高度化研究プログラムに参画している学術機関は複数機関があるものの、社会実装の段階にあるものは、京都大学防災研究所のみであった。

以上のことから、本要件を満たす契約相手方は、JICA が求める要件を満たす唯一の契約相手方と判断した。

4. 積算根拠及びその妥当性

京都大学から提示された見積・積算について、①設備関連費は web 上で確認できるサービス提供業者の単価と同等であったことや、②間接経費が京都大学受託研究取扱規程に基づいて算出されていることから、客観的な積算根拠を有しておりますと妥当であると判断した。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	インド国高速鉄道コアスタッフ研修(ジュニアマネージャー)【有償勘定技術支援】
(2) 契約金額	209,497,000 円 (うち 消費税及び地方消費税の合計額 19,045,181 円)
(3) 履行期間	2024 年 12 月 26 日～2025 年 3 月 14 日
(4) 契約相手	日本コンサルタンツ株式会社
(5) 業務主管部署	社会基盤部運輸交通グループ第二チーム
(6) 業務内容	円借款「ムンバイー・アーメダバード間高速鉄道建設事業」では、日本の新幹線方式で、施設建設や車両調達等を実施中である。これと並行して高速鉄道の運営・運行に必要な人材を育成することが急務である。2021 年 10 月から 2022 年 7 月にかけて、高速鉄道事業の根幹である運営・保守 (O&M) の計画策定や体制構築を担う Key O&M Leaders (KOMLs: Key Operation & Maintenance Leaders) に対して、本邦研修を実施した。KOMLs が施設、信号、車両等の各業務系統の実務責任者として実施する業務を支援する位置づけにあるジュニアマネージャーに対して、本邦研修を実施するもの。

2. 背景・経緯

「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」は、2015 年 12 月に日印両政府の間で締結された協力覚書に基づき、日本の新幹線システムの技術及び経験を利用して整備を行う有償資金協力事業である。同事業を推進できる、新幹線の建設、運営・維持管理に係るノウハウを有している企業は JR 各社に限られるが、同事業には、国土交通省からの要請を受け、東日本旅客鉄道株式会社 (JR 東日本) が計画段階から携わり、日印間の政府間協議にも参加している。かかる背景から、同事業は JR 東日本の新幹線システムをベースに設計がなされ、JR 東日本の規定や技術基準を参照する形でインド国内の法制度や技術基準の策定支援がなされてきた。インド側実施機関である高速鉄道公社 (NHSRCL) からは、新幹線の建設、運営・維持管理の経験及びノウハウを有している鉄道事業者である JR 東日本からの直接的な支援が求められている。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

特命随意契約として、会計規程第 23 条第 1 号「契約の性質又は目的が競争を許さない」と

き」に拠り、日本コンサルタンツ株式会社（JIC）を特定相手先とした。ムンバイ・アメリカンバード間高速鉄道の整備にあたっては、JR 東日本の協力を得て、同社の運用する新幹線システムを導入することを日印両政府間で合意している。本研修の実施にあたっては、JR 東日本またはグループ会社への許可申請やスケジュール調整等の業務を、研修員の理解度や関心事項も踏まえつつ、柔軟かつ臨機応変に実施することが求められる。このような業務を担うことができるは JR 東日本の関連会社である JIC のみである。JR 東日本が筆頭株主である JIC は、鉄道技術の中でも極めて専門性の高い JR 東日本方式の新幹線に関するノウハウを有し、JR 東日本の関係者、同社内プロセス等に精通しているという点で、日本で唯一のコンサルタント会社である。

4. 積算根拠及びその妥当性

契約金額の主な内訳は以下のとおり。

- ①一般業務費（研修員及び JIC 業務従事者の宿泊費・交通費、資料翻訳費等）
 - ②国内再委託費（鉄道関連事業会社でなければ実施できない高速鉄道運営業務に関する現場講義及び視察業務を JR 東日本及び JR 東日本グループ会社に委託する費用）
 - ③直接人件費（JIC 業務従事者の人件費）
- ① 及び③は、研修日程表案を基に、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」等の単価を適用し、研修員や JIC 業務従事者の宿泊費や交通費、人件費等を積み上げた。②は、研修計画を基に委託費を計上し、2021～22 年に KOMLs に対して実施した本邦研修での実績を踏まえて妥当性を確認した。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

契約金額の根拠は、上記 4 のとおり。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	調達・契約管理システム運用・保守業務（第二期）
(2) 契約金額	520,914,240 円 (うち 消費税及び地方消費税の合計額 47,355,840 円)
(3) 履行期間	2024 年 5 月 1 日～2029 年 3 月 31 日
(4) 契約相手	株式会社日立システムズ
(5) 業務主管部署	国際協力調達部計画・調達戦略課
(6) 業務内容	調達・契約管理システム（以下、『調達システム』という。）」を安定的に稼働させることを目的とし、ユーザー（JICA 職員）からの照会対応・データ補正対応を担うヘルプデスク業務を含む定期運用業務、システムメンテナンスや障害対応、ミドルウェア脆弱性情報の確認、セキュリティパッチ適用など保守するための定期保守業務、その他にも、他システムとの連携に係る調整や調査、統計データの取得提供作業、改修要望の仕様整理等の広範囲な業務が行われている。

2. 背景・経緯

調達システムは 2019 年 5 月に運用開始以降、主に日本国内で締結される JICA の契約について、計画・選定・契約締結・契約管理・評価の一連の調達手続きに係る情報および契約相手方データを蓄積している。また JICA の契約情報公表や会計検査など、国の要請に基づく対応の基礎をなす資料にも利用されている。

調達システムの運用・保守に係る前契約は 2024 年 4 月末に履行期間（5 年 4 ヶ月）が終了した。上述の通り JICA が国内調達業務を遂行する上で、調達システムは不可欠なシステムであり、調達システムの利用を前提とした業務フローが確立されていることから、運用・保守業務の継続と安定稼働が必須であり、2024 年 5 月以降の運用・保守業務（現契約）を調達した。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

調達システムは契約相手方である日立システムズのパッケージ製品（CYDEEN）をもとに、JICA の調達制度や業務フローを反映するとともに、共通基盤や各システムと連携するよう、JICA 向けにカスタマイズして開発したものである。同社は本システムの開発方式・プログラミング言語・構造を熟知しているとともに、運用保守の豊富な実績がある。仮に、別の運用・保守事業者が仕様変更や不具合対応を実施し、その後に障害が発生した場合、初期の設計・開発業務における瑕疵であるか、保守・運用業務による瑕疵であるか

等、設計・開発事業者と保守・運用事業者の責任範囲の切り分けが困難である。

また、本業務を実施するにあたっては、ユーザーからの問い合わせや改修要望に対して的確かつ迅速に対応するために、調達システムの機能、仕様、設計や技術的な留意事項に関する知識が不可欠であるが、他社が受注した場合には、システムの仕様や業務フローの理解が不十分でシステムの品質低下を招くリスクがある。また、当該知識習得には時間を要し、初期対応コストが増加することとなり、経済性の観点からも現行業者との契約締結が有利である。よって、設計・開発および運用保守を担った事業者が本システムの保守・運用業務を行うことが最も合理的である。

4. 積算根拠及びその妥当性

今次契約に当たっては、前契約をもとに作業内容と工数を積算した。その際、作業実績がないもの、JICA 内業務に切り替えられるものは工数を削除、一方で JICA の IT 環境の変化や情報セキュリティ対策の複雑化、他システムとの調整機会の増加、業務面でも恒常的な運用改善、制度変更、2024 年度は第四次改修に向けた要件整理分で工数を増やすなど、業務内容と必要性を十分精査したうえで工数を決定している。

単価については、1,360,000 円で、前契約から 5% 上昇しているが、JECC サービス商品価格表（2023 年 1 月 31 日発行）によると大手各社 5 社の同等レベルの SE 単価の平均 1,684,320 円と比較しても安価となっていることから、妥当と言える。また「積算資料」2017 年 3 月版と 2023 年 9 月版のプロジェクトマネージャ単価（従業員 1000 人以上）で比較した場合、9% 単価上昇が発生しており、当該上昇率は妥当といえる。

なお、工数、単価および仕様について、情報システム部が業務委託を行っている情報システム部 IT 企画課（システムアドバイザー）に依頼し、専門的知見から妥当であることを確認している。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

本システムは、企画段階でシステムのライフサイクル期間として 10 年間と設定し、開発及び運用コスト削減を図るために汎用パッケージの利用を想定していた（ただし、システムをゼロからオーダーメイドで設計・開発すること（フルスクラッチ開発）は排除していない）。パッケージのライセンスは保守契約に包括されていることが一般的であり、また、本システム企画当時の機構の保守・運用契約は、設計・開発業者との特命随意契約となるケースが趨勢であったことから、当初のシステム設計と開発に加えて、パッケージの基本的なサービス期間である 5 年間を含む運用・保守契約も含めて、一般競争入札（総合評価落札方式）を行っている。従って、開発のみならずリリース後の初期の運用・保守期間も含めて、競争を経た上で業者選定を行っている。なお、保守期間を 5 年としたのは 5 年がパッケージの基本的なサービス期間であり、これより短い期間とする場合には、契約更改時に別途ライセンス料が発生することになるため割高となる。また、開発前に運用・保守の正確な工数を見積もることが難しく、応札業者にとっても不確実性が高くなることから、10 年間分の運用・保守期間を入札に含めた場合は、リスクの価格転換による応札価

格の上振れ、あるいはリスクを避けるために入札不調の可能性が高くなり、いずれにしても競争性を阻害する要因になりかねない。本調達でも、特命随意契約ながら、業務の見直しによる工数と単価の精査を行うことで、前契約からの大幅な価格の上昇は抑えている。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ディスバースオンライン申請システムの運用保守、ドル建て借款対応および認証基盤変更対応改修業務
(2) 契約金額	運用保守業務（業務委託契約分） 288,167,110 円（うち 消費税及び地方消費税の合計額 26,197,010 円） 改修業務（請負契約分） 22,836,000 円（内 消費税及び地方消費税の合計額 2,076,000 円）
(3) 履行期間	運用保守業務（業務委託契約分） 2025 年 1 月 1 日～2029 年 12 月 28 日 改修業務（請負契約分） 2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 28 日
(4) 契約相手	キャップジェミニ株式会社（旧：株式会社ビッグツリーテクノロジー & コンサルティング）
(5) 業務主管部署	管理部債権管理第一課
(6) 業務内容	・システム運用保守業務（ライセンス調達も含む） ・システム改修業務（ドル建て借款対応） ・システム改修業務（認証基盤変更対応）

2. 背景・経緯

ディスバースオンライン申請システム（以下、「本システム」という。）は JICA が実施する円借款案件の貸付実行（ディスバース）に関し、借入人/実施機関（途上国政府等）が貸付実行申請を作成・提出し、JICA 内ユーザー（在外事務所、本部関連部署（地域部、管理部）、業務委託先）が申請内容を確認・承認するためのオンラインシステムである。本システムは、従来紙ベースであった円借款の貸付実行をオンライン化するため、先行契約である「ディスバースオンライン申請システム（貸付実行電子申請システム）の構築等」（2023 年 3 月～2024 年 12 月）にて開発（2024 年 3 月稼働開始）し、同契約にて初期の運用保守（2024 年 12 月まで）を実施した。システム稼働のためには継続的な運用保守が必要であること、また 2024 年 1 月に本システムが連携する有償資金協力システム（以下、「有償システム」という。）にドル建て借款機能が実装されたことに伴う本システムへのドル建て借款機能実装、並びにユーザー管理業務改善のため本システムの認証基盤変更が必要となったことから、上記契約を締結した。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

根拠条項：会計規程第23条第1項第1条「契約の性質または目的が競争を許さないとき」
特命随意契約の理由：本案件は、先行案件で開発し、稼働中の既存システムの運用保守及び機能改修業務であり、①本システムの設計に関する理解・経験、及び②業務の継続性、確実性の担保が要件となる。①について、本システムはJICA固有の円借款の制度に基づき、複数の貸付実行方式の特性を考慮するなど、独自の複雑な設計となっている。②について、円借款の貸付実行は、借入人との借款契約におけるJICAの義務であり、これを扱う本システムの稼働の不具合や停止は法的リスクにも直結するところ、その運用保守業務には継続性と確実性が必須である。

先行契約の締結先であり、一般競争入札にて本システムの設計・開発及び運用保守を受託したキャップジェミニ株式会社（以下、「同社」という。）以外には上記①を満たす契約先はおらず、他社が受注した場合には先行契約で作成・開発した本システムの設計書やプログラムを一から習得した上で業務となることから②の観点からもリスクが高い。さらに、他社が受注した場合には業務習熟に時間を要するため、初期対応コストが増加する可能性があることから、効率性の観点からも適当ではない。よって、本案件はその性質から競争を許さず、同社に委託することは合理的である。

4. 積算根拠及びその妥当性

運用保守業務の工数は先行契約の運用保守フェーズの平均工数等を考慮の上、設定した。ドル建て借款対応改修についてはシステム改修対象テーブル・モジュールの数、認証基盤変更対応改修についてはJICA内の同じ認証基盤を使った他システムの契約実績を参考に設定した。また、単価は2024年1月に（株）JECCが発行した「サービス商品価格表」に公表されているSE単価の平均を算出の上、同社の会社規模を考慮し、設定した。なお、本積算結果に関しては、情報システム部IT企画課の情報システムアドバイザーから、妥当性の確認を得ている。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

本システムの開発及び保守を実施した先行契約の調達（一般競争入札）における評価にて、高品質、低コスト、リスク軽減等が見込める施策への加算点を設けた。先行契約の契約相手方である同社は、Microsoft社のクラウドサービスである『Power Platform』の活用を通じた、開発と運用保守双方の長期的なコスト最適化を提案し、選定された。Power Platformの活用により専門的なプログラミング技術が不要となり、開発期間が短縮され、開発コストが抑えられている。また、運用面においても、Power PlatformはJICAのクラウド環境(Microsoft365)と親和性が高く、運用が容易であり、サーバーの保守やアップデート等のインフラ管理が不要、直観的なシステム操作が可能であるため、ユーザー教育にかかる人件費が低く抑えられるなど、コスト減の効果がある。これらから、開発と運用保守契約双方の長期的なコスト最適化が可能となり、後続契約である本契約にもその効果が引き継がれている。

履行期間に関しては、契約金額の約半分を占める Power Platform のライセンス料の抑制を図るために長期契約の締結が望ましいこと、また、世界各地の途上国政府がユーザーとして利用するシステムであるという性質上、システムの移行は順次とならざるを得ず、運用の安定化には一定の期間を有することが想定されることを踏まえ、履行期間を設定した。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ベトナム事務所賃貸借契約（2025年2月-2030年2月）
(2) 契約金額	642,227,023円
(3) 履行期間	2025年2月15日～2030年2月14日
(4) 契約相手	Daibiru CSB Company Limited
(5) 業務主管部署	ベトナム事務所
(6) 業務内容	入居している事務所の契約更新を行う。

2. 背景・経緯

ベトナムの首都ハノイにおいて事務所を設置してきており、2015年にハノイ市内での移転により現在の事務所を活用している。移転当初から事務所賃貸を5年契約で行っており、第2回目の更新として契約更新を行ったもの。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

現物件の更新のため、契約相手方は物件所有者に限定されている。更新契約金額について、近隣類似オフィスビルの市場価格と比較した場合、同規模オフィスの水準にとどまっている。また、移転する場合、現物件と同程度の床面積を確保することが望ましいが、近隣地区における入居率は約97%であり、同じ条件での物件選定が困難である。さらに、原状回復費用や引っ越しに伴う追加費用、引っ越し先での設備工事が発生することから、現物件の契約を更新した方が移転に比して経済的と判断した。

現物件の契約更新であり、同規模の他の物件の選定が困難で、更新が移転と比して経済的であるという観点から、会計規程第23条第1項契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当すると判断される。

4. 積算根拠及びその妥当性

契約金額は賃貸している物件の賃料・共益費として広さ（m²）に平方メートル単価（共益費込み）をかけ、付帯設備費用を加算した賃貸額となっている。近隣類似オフィスビルの市場価格（不動産会社調べによる物件賃貸の広告で示されている物件の賃貸額平方メートル単価）と現物件の賃貸額を比較した結果、同水準であるために賃貸料が妥当な価格であると判断した。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

- （1）委員からの質問事項【履行期間の長さ】

履行期間に関しては、本ビルでは基本的な賃貸借契約を5年と設定しており、当地では一般的な履行期間の範囲に含まれる。履行期間を短くすると、賃料単価等の条件が変動（貸主側の中長期リスク低減のために借主側が不利になる方向）することにつながりかねないため、今回の契約でも5年間として設定した。

（2）委員からの質問事項【経済成長率の高い中での家賃改定の交渉】

当地における事務所物件の状況として、経済成長に伴い、事務所需要が供給を上回る傾向にあり、物価及び不動産市場ともに上昇傾向にある。そのため、貸し手からは、今次更新に際し、かかる傾向を踏まえた金額・条件が提示されたが、借り手として履行期間中の経済的負担を可能な限り小さく抑えるように留意して交渉を行った。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	Test Well Drilling Project for Geothermal Development in Djibouti_地熱開発試掘プロジェクト
(2) 契約金額	1,051,618,113円(うち 消費税及び地方消費税の合計額0円(不課税))
(3) 履行期間	2025年1月30日～2026年1月29日
(4) 契約相手	共同企業体代表者 : Red Sea Drilling Company (RSDC) 構成員 : Kenya Electricity Generating Company (Kengen)
(5) 業務主管部署	社会基盤部
(6) 業務内容	地熱開発のための掘削業務。掘削に必要となる資機材の調達、掘削作業、それに付随する業務（キャンプ設置や掘削サイト整備などの土木作業、掘削後の噴気試験等）も含んだ業務を実施。

2. 背景・経緯

本案件は、ジブチ国 地熱開発地帯における試掘を通じて同国における地熱開発に必要な情報を得るとともに実施機関である地熱開発公社の能力向上を目的に実施するもの。当初ハンレ地区での試掘を想定し掘削業者の調達を進めたが、コロナ禍での物価上昇や海運費の高騰もあり予算額での掘削業者調達ができなかった。そのため掘削の方針を改め、掘削場所（ハンレ→アッサルフィアレ）および本数の変更を行い（2本→1本）、これに伴い、掘削業者の調達を改めて行ったもの。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

ハンレでの掘削を計画時に、掘削業者の調達（入札）を行ったところ、想定金額を大幅に上回ることとなった。その際の入札価格内訳を確認したところ、価格上昇の主たる原因が掘削に用いるリグ代の輸送代上昇によるものであったことから、ジブチ国内のリグ（ジブチ国内では Red Sea 社(RSDC)のみ所有）を用いた掘削を行うことで価格低減の可能性を検討することとした。しかしながら、入札に応札した企業に対し RSDC のリグを使っての掘削を打診したところ、掘削を行う場合は業務を円滑に行うために自社のリグを用いることが一般的であるため、各社不可との回答があった。

唯一、Kengen（ケニア地熱公社）が RSDC のリグを用いてジブチ国内の掘削経験を有する実績を確認したため（調達決定時には、ジブチ国内の別サイトでの掘削予定があり、同

業務終了に伴い経験を有する形になることを想定していた段階)、RSDC と Kengen と調整を行い、両者と共同企業体で特命随意契約することで掘削価格の低減を図ることとした。

4. 積算根拠及びその妥当性

業務量（掘削日数、リグや各機材・人員の数・期間、必要な資材の量など）の算出に当たっては、別途雇上した掘削コンサルタントの意見も確認しながら算出した。同業務量を基に、同じ国内で類似の業務を行うものであることから、ハンレで掘削を行う際に提出のあった応札価格や参考見積書を参考に単価を設定し、アッサルフィアレでの掘削工事費用の積算を行った。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

ハンレ掘削計画時の応札価格上昇の主たる原因がリグの輸送代であったことから、ジブチ国内にある RSDC 所有のリグを用いて掘削費用の低減を図ろうと応札企業に意向確認したもの、各社不可との回答であった。それを踏まえ RSDC 社のリグを用いた掘削経験を有する Kengen との共同企業体との契約締結を行うことで掘削費用の低減を図ろうとした。なお、リグは購入すると 20 億円程度するものであり、新規購入する場合はより高額の契約となる。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	PEFA カンファレンス会場費
(2) 契約金額	1,843,334 円
(3) 履行期間	2024 年 6 月 30 日～2024 年 7 月 4 日
(4) 契約相手	Palais du Peuple
(5) 業務主管部署	ジブチ事務所
(6) 業務内容	国家財政改革戦略および行動計画の共有ワークショップを開催するための会場借り上げ

2. 背景・経緯

ジブチ政府が直面する財政上の課題に対応するために、新たな財政戦略とその行動計画の策定・実施が必要となっており、JICA を含む複数のドナーが当該分野における協力を実施している。その一環として、財政管理システムの評価（PEFA）の分析結果をもとに策定された戦略と行動計画のドラフトについて、ジブチ政府の関係省庁・機関および関係するドナー間で共有し議論するためのワークショップを開催することとなり、その実施に必要な会場を借り上げる契約を行うこととなったもの。

3. 特命随意契約／見積り合わせで選定した理由

前年度に別のセミナー実施時に会場借り上げ（100 万円未満）を実施していたことから、同様の方法にて調達可能であると誤って認識し、見積り合わせで選定したもの。

4. 積算根拠及びその妥当性

ジブチ政府や他ドナーのセミナーやワークショップ等の開催実績のある会場から参考見積りを取り付けた。

5. 特記事項（委員からの質問事項及び選定理由に対する補足）

・見積合わせで問題ないと誤認した理由

事務所内では、定型業務（事務所賃貸等）以外の調達は比較的少額である傾向があり、会場調達に関しても、前年度に実施したセミナーでの調達事例を参考にした結果、同様の手続きを踏んでしまった。今回の調達においては、内規の確認が不十分であったため、適切な手続きの選定に至らなかった。本ワークショップの実施時期がなかなか決まらず後ろ倒しになっていた中で、急に日程が決まり、直前になって必要な部屋数等の詳細が確定したため、短時間で会場の調達を行う必要があったこともあり、前年度の事例を参考にした

が、内規確認を怠ったため誤った手続きを行った。

・今後の再発防止策

- できるかぎり手続きに通常必要な時間を確保できるよう、調達が必要となるようなイベント等を実施する場合には、できるだけ余裕をもって関係者間の調整を行う。
- 調達を実施する際には、他の参考事例をそのまま利用することをせず、必ず内規を事前に確認し、適切な調達方法と必要な手続きを確認することを所内で周知徹底する。
- 案件担当者に加えて、経理担当者、管理職の2段階で、内容だけではなく調達手続きのルールの整合性も含めてのチェックを徹底する。

以上